

「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」

開催要綱

(目的)

第1条 地上デジタル放送波を活用する新しい災害情報伝達手段（以下「IPDC」という。）の技術開発が進められており、円滑な社会実装に向けて、市町村において導入・整備に向けた技術ガイドラインの策定が急務となっている。

このため、IPDCに係る実証や、防災行政無線等や携帯電話網等を活用した同報系システムの耐災害性等との比較等を踏まえ、IPDCの技術ガイドラインの策定に向けた検討や同報系システムの耐災害性の整理等を行うことを目的として、「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- 1 地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段に係る実証に関する事項
- 2 地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段及び防災行政無線等や携帯電話網等を活用した情報伝達システムの耐災害性等に関する事項
- 3 技術ガイドラインに関する事項
- 4 その他、災害情報伝達手段に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、市町村の職員、関係事業者団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁防災情報室長が任命する。また、防災情報室長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。
- 5 座長は、必要に応じて、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 検討会の議事及び資料は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合や秘匿を要する技術情報等が含まれる場合は、この限りではない。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、任命日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会及び作業部会の庶務は、消防庁防災情報室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会及び部会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から実施する。